

第 26 回 統計調査分科会 議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 26 回 統計調査分科会 議事次第

日 時 平成 23 年 12 月 14 日（水）15：22～16：09

場 所 永田町合同庁舎 1 階第 3 共用会議室

1 開 会

2 議 題

- （１）平成 23 年度 公共サービス改革法対象事業の選定について【非公開】
- （２）サービス産業動向調査の民間競争入札の導入について

3 閉 会

○前原主査 それでは、まだ時間が早うございますが、おそろいでございますので、第 26 回「統計調査分科会」におきまして、「サービス産業動向調査の民間競争入札の導入について」、総務省からのヒアリングを行います。

総務省所管のサービス産業動向調査につきましては、平成 22 年 4 月開催の第 23 回「統計調査分科会」でのヒアリングを踏まえて、公共サービス改革基本方針別表におきまして、平成 24 年度からの事業を法の対象業務とすることについて検討を行い、法の対象業務とすることにした場合には、民間競争入札を実施するための計画を監理委員会と連携しつつ、平成 23 年 12 月末までに策定することとしているところでございます。

本日は、総務省統計局統計調査部経済統計課の井上課長にお越しいただいておりますので、民間競争入札の導入に係る検討結果につきまして、15 分程度で御説明をお願いいたします。

○井上経済統計課長 経済統計課長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に資料ということで、右肩にクレジットを打ったペーパーがあるかと思ひます。これに基づきまして、御説明を申し上げます。

まず、サービス産業動向調査でございます。これの実施状況ということで、最初に書かせていただいております。この調査はそもそも第三次産業が GDP ベースで 7 割を占めると言われておりますが、特にサービス産業の統計の整備は不十分であるということを御指摘いただきまして、閣議決定に基づきまして、平成 20 年に創設いたしました調査でございます。全国 39,000 客体に対して、売上高及び従業員数と非常に絞った形で調査を行う月次の標本調査となっております。

この調査は 20 年に創設をいたしましたが、対前年同月比を出すためには 1 年間の時系列の実績が必要でございまして、平成 21 年 12 月に初めて公表を行い、以来、毎月数値を発表させていただいております。

この調査の回収率でございますが、調査開始以降は 60%を若干超える程度ということでやってきておりますが、そうした状況ではやはり調査精度という点からも更なる改善が必要であろうということで、民間事業者に様々な督促状の工夫を御相談し、私どもも一緒になって、この回収率向上に努めてまいりました結果、現在 65%を超えるというくらいの水準にまで至ってきたというものでございます。

先ほどの説明が郵送調査でございますが、調査員調査につきましても、一定規模以下のものについては調査員調査で調べているところでありますが、これも開始当初は低い水準で推移してまいりましたが、現在は 70%を超える水準にまで改善をしてきているところであります。

この調査の見直しということではありますが、公的統計の整備に関する基本的な計画におきまして、調査開始以降 3 年程度をかけて推計方法等の検討を行った上で基幹統計化について結論を得るということとされておきまして、今般、サービス産業統計研究会と局の中

に研究会を設置いたしまして、見直し作業を進めてきたところでございます。その結果を踏まえまして、平成 25 年 1 月から新たな見直し後の調査として実施をしていければと考えているところであります。

見直しの趣旨でございますが、考え方といたしまして、そもそもこの統計調査というのはサービス産業全体の生産と雇用の状況を概括的に把握できる統計という位置づけがなされておりまして、そのためには産業を網羅的に、小規模、個人企業についても把握をしていくということで、サービス産業全体の母集団推計が可能な月次動向を把握するサービス産業に係る統計という位置づけをしてきたところであります。月次統計につきましては、この特徴を生かしつつ、更に精度の向上を図るべく検討してきたということでありまして、また、統計委員会の方におかれましては、年次での構造把握、サービス産業の構造把握が未整備な分野へ対処すべきであるということで、サービス産業関連の統計整備について、一層の推進が必要である旨のお話をいただいたことも踏まえまして、今回の見直しにおきましては、月次統計でございましたが、新たに年次統計についても、その必要性について検討をしてまいったところであります。

1 枚おめくりいただきまして、そうした基本的な考え方に基づきまして検討してきておりますが、月次調査といたしましては、精度向上の観点からは今まで事業所単位で調査を実施してきたところでありますが、事業所単位ですと、例えば同じ企業で幾つもの複数の事業所が当たる。当たったところで元の母集団に戻していくという作業をしているのですが、それは調査という点では、非効率な部分も若干あるのではないかとということもございます。そういうことから、事業所調査ではありますが、その中で一定の規模以上のものについては、企業単位で調査をするということを導入していこうかと考えているところでございます。

また、月次調査の一部を拡大することによりまして、年次で都道府県別の活動を把握することを考えております。現行の予算の制約もありまして、新たな統計調査を立てるというのもなかなか難しいところではありますが、ただ、都道府県別に数字を出していくには、やはり今の 39,000 という月次の客体数ではとても足らないので、月次調査の一部を拡大する形で年次の統計を出すべく情報を取っていきたいと考えております。

こうした統計の見直しによりまして、サービス産業全体の概括的な統計ではございますが、売上高の時系列的、地域的な把握を進めてまいりまして、経済センサスー活動調査、これは 5 年に 1 回悉皆調査を統計局と経済産業省の共同調査でやっていくことになっていきます。全産業が悉皆ですので、当然サービス産業についても悉皆で把握していますが、その 5 年に 1 回のいわゆる大規模な国勢調査に当たります企業調査と月次の私どものサービス産業動向調査、これから今回新たに整備いたします年次統計、それも併せまして、サービス産業全体としての統計の体系的整備を進めていきたいと考えております。

併せまして、調査員調査につきましても、これまで従業者数が 10 人未満の小規模なものについて実施してきたところでありますが、最初から調査員ではなくて、郵送調査を導

入し、提出がないものについて調査員が催促をするという形にしていればと考えております。

現在もこの調査につきましては、後ほど申し上げますが、民間事業者に委託して実施しているところではありますが、その契約の次のタイミングといたしましては、標本交代の途中で受託企業が変わることは、統計の精度の面から考えられないということで、標本が交代する2年に1度のサイクルで受託業者も変わるところであります。25年1月～26年12月分の調査を対象にしていればと考えているところであります。

契約期間は24年7月と書いていますが、いきなり25年1月から契約をスタートしても、実際に準備期間がありません。その準備期間は事前に客体も交代しますから、こういう調査があるという説明をして、十分な協力を得た上で調査に入っていかなければなりませんので、そうした様々な準備期間を踏まえて、契約期間は24年7月というふうに考えているところであります。

民間競争入札の導入でございますが、公共サービス改革基本方針で対象業務とすることの検討を行い、対象とする場合はそのための計画を23年12月末までに策定するということがされたところでございますが、そもそもこの調査は総合評価落札方式ということで、一般競争入札によりまして、これまでも民間事業者を活用してきているところでございます。また、今、申し上げましたように、契約も複数年度に及んで、既に国庫債務負担行為によりまして複数契約も導入しているところでございます。

こうした評価方式につきましては、そもそもこの民間競争入札の手続とほぼ同等の手続を取ってきているところでございますし、仕様書案に対する意見調整につきましても、また外部専門家を含む企画審査会の開催、これも外部技術者の先生にお願いして、事業者から御提案いただいた企画書について厳しく審査して、技術点の開示につきましてもしっかりと行い、透明性・中立性・公正性をこれまでも確保しているところでございます。こうした、まさに民間競争入札の法律に則って行われておられる仕組みとほぼ同等の仕組みを、事実上これまでも実施してきたところでありまして、そうしたことを考えると既に民間の競争力という点からして、十分にコストの削減は図られているものであらうと我々は考えております。

しかしながら、見直し後、25年1月からの調査につきましては、上の（2）に申し上げましたように、企業調査が一部導入されてくるなど、これまで以上に円滑に調査を進めていく上で創意工夫を凝らしていかなければならないのではないかと考えております。この点、民間競争入札は積極的情報開示などによりまして、創意工夫を促進する効果も認められるのではないだろうかとも考えているところでございまして、私どもといたしましては、十分にコスト削減は図られているものと認識しておりますが、ただ、調査を円滑に進めていくということから、民間の創意工夫を活用すべく、この法律に基づいて民間委託をしていくことでどうだろうかと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上です。

○前原主査　ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等、各委員から御発言をお願いいたします。

○廣松専門委員　説明がありましたとおり、この調査は開始時点から既に民間事業者に委託をしているということで、恐らく調査実施部局としても既に幾つか貴重なノウハウはもうお持ちだろうと思いますので、公共サービス改革法の対象として十分実行可能だろうと思います。

○高橋専門委員　この統計は非常に楽しい統計だと思っています。こういったような改革をされていくのは非常に喜ばしいことだと思いますが、回収率に関して教えてください。

標本は全部同じで2年ごとに変えていくということですが、そうした中で回収率が70%くらいというときに、特に中小の事業所で回答したり、しなかったりというところがあるのか。あるいは回答しないところはずっと回答しないのか。その辺のニュアンスはどうでしょうか。回答するところは回答してくれるし、回答しないところは全く回答しないで70%なのか、あるいは結構ばらつきがあって70%なのか。その辺はどうでしょうか。

○植松経済統計課長補佐　お手元に別添3という回収率の資料を付けさせていただいております。この表をご覧くださいと、おおむね1月、2月がその標本が切り替わる時期でございますけれども、立ち上がりは回収が悪くて、あとは一旦回収の御承諾をいただいたものは、大体その水準を維持できていっているのかなと考えております。やはりこういった調査は最初の依頼とか、接触が非常に重要なのかなということを考えております。

先生の今の御指摘に関しては、回収がいただけないところは、割とずっと回収がいただけないくて、一旦取れると、若干の回答忘れはあるかもしれませんが、継続的に回収いただいているものと認識させていただいております。

○鈴木専門委員　統計調査の質の確保のためにいろいろな方策を取られていると思います。そのことがあって回収率も上がってきているのではないかと思います。この回収率の郵送調査と調査員調査の表で、最近、調査員調査の方でよい結果が出ているのではないかと思います。この調査員はどのような方がされているのでしょうか。今まで統計調査員をやっておられた方か、そういう関係の方が多く関わっているのかどうかということを知りたいです。

○植松経済統計課長補佐　調査員の属性につきましては、業者の方の身分を持った調査員ということで、我々から直接指示とかしているという関係ではないのですが、例えば調査員の御説明する会とかに出席させていただいた感触では、女性で割と統計調査に精通された方が多く携わっているように印象を持っておりまして、やはりこういった調査は調査員の御経験が非常に重要だろうと考えておりますので、経験豊富な方を業者の方で手配いただいているという認識はさせていただいております。

○鈴木専門委員　サービス産業は業者の入れ替え、特に廃業とか新規に開店というのが多いと思いますが、この調査ではそういうものまでも調べているのでしょうか。例えば調査員がある調査区を回っていて、そういう事業所を見つけたら拾ってくるということをして

いるのでしょうか。

○植松経済統計課長補佐 廃業につきましては、調査が物理的にできなくなりますので、調査はそこで終了ということにはなりますけれども、先生のおっしゃった、新設というところは、元々この調査は標本調査で、要は一定の母集団があって、それに関して復元するという調査です。母集団の時点の名簿を使って調査させていただいておりますので、新設というところは、現状では調査員に見つけていただくとかいった作業は委託上させていただいておりません。

○前原主査 そのほかによろしゅうございますか。

サービス産業の生産性向上というのは、我が国の経済の成長にとって非常に大きな課題だと思います。諸外国と比べて低いではないかという声も多いのですが、最近見ていて結構サービス産業で海外に行って成功している事例もたくさんありまして、例えば野田総理で有名になった散髪屋さんの社長の話なども聞きましたが、案外いろいろなところでみんな工夫をしながらやっていて、生産性が結構高い部分もあるのではないかと思います。そういったことの問題点がクリアーになってくると、実業界もうまくシフトができるので、こういう統計が整備されてくることを大変期待しています。是非より良い経営ができる方向性がわかるような統計ができてくることを、楽しみにしていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、総務省から御説明のありました民間競争入札の導入、措置に関する計画（案）につきましては、この内容で了承ということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○前原主査 それでは、分科会として了承といたしまして、監理委員会への報告につきましては、本資料をもって報告させていただきたいと思います。総務省におかれましては、今後、措置に関する計画（案）を踏まえ、実施要項の準備を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、総務省からのヒアリングは終わりといたします。ありがとうございました。

それでは、予定された議題は以上でございますので、本日の「統計調査分科会」は終了いたします。次回の日程については、追って事務局から連絡をいたします。

本日はありがとうございました。